

重要種と外来種の選定基準

別表 1 重要種の選定基準

リスト内 略称	選定基準	ランクの略称および正式名称
文化財	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日) 「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年兵庫 県条例第 58 号、最終改正平成 18 年 3 月 24 日) 「朝来市文化財保護条例」(平成 17 年 4 月 1 日 条令第 129 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：兵庫県天然記念物 市天：朝来市天然記念物
種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)	国内：国内希少野生動植物種 国内一種：特定第一種国内希少野生動 植物種 国内二種：特定第二種国内希少野生動 植物種 緊急：緊急指定種
環境省 RL	「環境省レッドリスト 2020 (動物)」(令和 2 年 3 月 27 日 環境省) 「環境省レッドリスト 2025 (植物・菌類)」 (令和 7 年 3 月 18 日 環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
兵庫県 RL	「兵庫県版レッドリスト 2017 (哺乳類・爬 虫類・両生類・魚類・クモ類)」(平成 28 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2020 (植物)」(令 和 2 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2022 (昆虫類)」 (令和 4 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2025 (鳥類)」(令 和 7 年、兵庫県)	絶滅：絶滅 A：A ランク(環境省：絶滅危惧 IA 類 に相当) B：B ランク(環境省：絶滅危惧 IB 類 に相当) C：C ランク(環境省：絶滅危惧 II 類 に相当) 要注目：要注目種 要調査：要調査種

別表 2 外来種の選定基準

リスト内 略称	選定基準	ランクの略称および正式名称
外来生物法	「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号） 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号）	特定外来：特定外来生物法 条件特定：条件付特定外来生物
生態系被害 リスト	「生態系被害防止外来種リスト（我が国の生態系などに被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）」（平成 27 年、環境省）	国内：国内由来の外来種 国外：国外由来の外来種
		侵入予防：侵入予防外来種 定着予防：その他の定着予防外来種 緊急：緊急対策外来種 重点：重点対策外来種 その他：その他の総合対策外来種 産業管理：産業管理外来種
兵庫県 BL 2010 追加	兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト 2010 2024 改訂版）」（令和 6 年、兵庫県）	Z：警戒種 Y：注意種
外来種ハンドブック	「外来種ハンドブック」（平成 14 年、日本生態学会編）掲載種	国外：国外外来種